

兵庫県共同募金会マスコット「あかはねちゃん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県共同募金会マスコット「あかはねちゃん」(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 マスコットを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ「あかはねちゃん使用承認申請書」に必要な書類を添付して、使用取扱管理者兵庫県共同募金会(以下「管理者」という。)に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 兵庫県内の市区町共同募金委員会が使用するとき。
- (2) 兵庫県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、管理者が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 管理者は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承諾するものとする。

- (1) 共同募金の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) マスコットを正しい使用方法に従って利用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、管理者がマスコットの使用について不適當と認めるとき。

(利用料)

第4条 利用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、管理者の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。

- (4) 原則として、物品等には「兵庫県共同募金会マスコットあかはねちゃん」との表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「©兵庫県共同募金会」の表記をもって代えることができる。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) 承認された内容について変更しようとするときは、理由書を提出すること。変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(利用の承諾の取消し)

第6条 管理者は、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要綱に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。

(管理者の責任)

第8条 前条の規定により、マスコットの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

2 使用者が、マスコットの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、管理者は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、マスコットの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。